

番号 : 150187

国名 : レバノン

担当部署 : 人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第一チーム

案件名 : ホストコミュニティ支援（教育分野）に係る情報収集・確認調査（教育課題分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 教育課題分析
- (2) 格付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年6月上旬から2015年7月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0. 5M/M、現地 0. 93M/M、合計 1. 43M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間

5日 28日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 5月13日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 業務の実施方針等 : | |
| ①業務実施の基本方針 | 16点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制等 | 4点 |
| (2) 業務従事者の経験能力等 : | |
| ①類似業務の経験 | 40点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |
| (計 100点) | |

類似業務 :	教育分野にかかる各種調査
対象国／類似地域 :	レバノン／全途上国
語学の種類 :	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : なし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

2011年のシリア危機以降、レバノンへ流入しているシリア難民はレバノンの人口約400万人の約4分の1を超える114.6万人であり（2014年11月現在）、難民流入がレバノン国に与えている影響は大きい。

JICAは2014年3月にレバノンを含むシリア危機による影響を受けている国に対して平和構築アセスメント調査を実施し、現地情報の収集および紛争の各種要因分析を行ったところ、レバノンにおけるシリア難民の状況は深刻であり、またレバノン政府は難民流入による公共サービス支出の増加等大きな負担を負っていることが明らかとなった。UNHCR、世銀をはじめとした国際社会からの支援も多く行われているが、難民の流入増加に対して支援は追いついておらず、引き続き支援が必要な状況であり、シリア難民受入が大きな負担となっているレバノン政府を支える「ホストコミュニティ支援」を実施することでドナー間では合意されている。

教育分野については、レバノン政府では教育・高等教育省が主管しており、レバノン全就学児童の30%が通う公立校にシリア難民児童を受け入れている。同省はシリア難民児童およびレバノン国内の脆弱層児童（全体の68%）413,000人を対象とした教育プログラムとしてRACE（Reaching All Children with Education in Lebanon）を2014年6月に作成し、教育のアクセス改善、質の改善、教育のシステム改善の3つの柱で事業を実施している。

こうした中、教育セクターの中でも基礎教育セクターにおいて、シリア難民児童の特殊事情を踏まえつつ、同じ公立校に通う国内の脆弱層児童を対象とした教育を支援する案件として、以下のような2つの案件案が想定される。ただしこれに限らず基礎教育セクターの案件形成の可能性を検討するため、レバノン国の教育セクターの全体像を把握・分析するとともに、課題の抽出およびそれを解決する案件の方向性を検討する必要がある。

＜現時点で想定される案件の方向性＞

- ① 住民参加による学校運営計画策定・実施により学習環境の整備を支援する案件
(RACEのコンポーネント3.3に掲げられた「学校運営改善」活動に整合させる形での実施)
- ② 教員の指導力向上あるいは教材提供等の支援により児童の学習の質向上を行う案件

7. 業務の内容

本業務従事者は、別途公示予定の教育行政分析団員と協力しながら、基礎教育セクターにおける情報収集を幅広く行い、想定される技術協力について、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、案件の評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要な情報収集、分析、協力計画策定を行う。また教育行政分析団員の調査計画・成果品を取りまとめる役割を担う。

情報収集・分析にあたっては、国内作業・現地調査とともにJICA教育課題タスク作成「教育セクター分析の標準的項目と手法（執務参考資料）」の調査項目を参照し、JICA事業評価における評価基準・手続きについてはJICA人間開発部から情報提供を行う。

具体的の担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2015年6月上旬～6月上旬）
 - 1) 教育行政分析団員と協力し、既存の文献およびJICA関係者へのインタビューを通じて、情報を収集・整理・分析する。
 - 2) （必要に応じて）現地調査に必要な質問票を作成し、先方関係機関へ配布する。
 - 3) 調査団事前打ち合わせ、対処方針会議に出席し、出席者のコメントに基づき情報収集項目を更新する。
- (2) 現地派遣期間（2015年6月上旬～7月上旬）
 - 1) 在レバノン日本大使館との打合せに参加する。
 - 2) 質問票の回収とともに関係機関にヒアリングを通じて、以下の情報収集・分析を行い、公立

校の教育に関する課題の分析および考えられる解決策（案）を提示する。

ア) 学校運営改善関連

- ① 学校の実態把握および課題の抽出（2部制の状況等）
- ② 学校運営委員会／PTA等による学校運営計画の制度と活動実態（学校運営委員会の構成メンバー等を含む）
- ③ 学校コミュニティ（校長、教員、PTA等）のシリア難民への見方に関する確認
- ④ 学校改善計画の策定・実施に、シリア難民の保護者・児童も受益できるような活動を含められるかどうかについての確認

イ) 教育の質向上関連

- ① レバノンおよびシリアの初等教育・前期中等教育カリキュラムに関する比較分析
- ② レバノンおよびシリアの初等教育・前期中等教育の教科書に関する比較分析
- ③ レバノンの児童の学習達成度に関する分析（公立校、私立校）および支援ニーズの確認
- ④ レバノンの教員の指導力の把握（公立校、私立校）および支援ニーズの確認

ウ) 教育へのアクセス関連

- ① 保護者が公立校よりも私立校を選好する理由、および公立校と私立校の児童・家庭の差異についての分析（親の所得の格差等以外の要因があるか）
- ② 公立校への就学を阻害する要因の分析
- 3) 教育行政分析団員と協力して、レバノン教育セクターの課題の抽出およびそれを解決する案件の方向性の作成を支援する。
- 4) JICA調査団員に協力し、新規案件形成に関するレバノン側実施機関との合意文書であるミニツツ（PDM、PO、実施体制、相手国側負担事項）の作成を支援する。
- 5) 担当分野に係る現地調査結果を在レバノン日本大使館に報告する。

(3) 国内整理期間（2015年7月上旬～7月中旬）

- 1) 収集した情報を分析する。
- 2) 担当分の報告書（案）（和文）を作成する。
- 3) 帰国報告会に出席し、出席者のコメントを反映させて報告書（和文）を作成する。
- 4) 教育行政分析団員の報告書を含めて、報告書の取りまとめを行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する成果品は以下のとおり。

・情報収集・確認調査報告書（案）（教育課題分析）：和文1部

なお、上記成果品の体裁は簡易製本（両面、ホッチキス止め）とし、電子データも併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒ドーハ⇒ベイルート⇒ドーハ⇒成田を標準とします。

(2) 戦争特約保険料

本調査はレバノン国のベイルート市および山岳レバノン県を対象としますが、「功労金制度における戦争特約対象国・地域」で対象外となっている北レバノン県（バトルーン郡を除く）、ベカ一県、ナバティ工県、南レバノン県、ベイルート南郊外（ダーヒヤ地区）及び各地のパレスチナ難民キャンプを除く地域を現時点では訪問可能地域として想定しているため、戦争特約保険料は計上不要です。

ただし、今後の情勢の変化等により、戦争特約対象地域となり、戦争特約保険の計上が必要となる場合には、別途契約変更等にて対応します。

詳細は (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>) を参照願います。

(3) 一般業務費

本件業務は、JICAの在外拠点が存在しないレバノン国での業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目および金額をそのまま一般業務費として計上してください。

- ・通訳傭上費（英語-アラビア語）：12,000円×1人×26日＝312,000円
- ・車両関係費：15,000円×1台×26日＝390,000円

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年6月7日～7月4日を予定していますが、若干日程が変更される可能性があります。JICA調査団員の現地派遣期間は2015年6月28日～7月4日を予定しており、本調査団員および教育行政分析団員の調査結果に基づき、新規案件形成のためのレバノン政府との合意形成を行うことといたします。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 教育課題分析（コンサルタント）
- エ) 教育行政分析（コンサルタント）

現地業務実施にあたっては、JICA本部の他、現在レバノン国に派遣中の「シリア危機の影響及び支援に係る情報収集・確認調査（情報収集、案件形成、ドナー間調整）」のコンサルタント団員、在レバノン日本大使館、JICAシリア事務所、JICAヨルダン事務所とも十分な連絡調整を図ることとします。

③ 便宜供与内容

現地でのアポイント調整は、レバノン国に派遣中の「シリア危機の影響及び支援に係る情報収集・確認調査（情報収集、案件形成、ドナー間調整）」のコンサルタント団員が現地大使館の協力を得ながら調整します。車両傭上、通訳傭上（英語-アラビア語）、宿泊手配も含みます。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部 基礎教育グループ基礎教育第一チーム（TEL:03-5226-8315）にて配布します。

- ① RACE (Reaching All Children with Education in Lebanon)
- ② JICAヨルダン国「シリア難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクトPNA報告書」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② レバノン国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともにJICA総務部安全管理室の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上